

おやべ型 1%まちづくり事業 募集要項

(平成 31 年度分)

募集期間

前期募集：平成 30 年 11 月 9 日 (金) ～ 平成 31 年 1 月 10 日 (木)
後期募集：平成 31 年 6 月 10 日 (月) ～ 平成 31 年 7 月 10 日 (水)



書類の提出及び問い合わせ先

〒932-8611 小矢部市本町 1 番 1 号
小矢部市 民生部 生活協働課 (市役所本庁舎 1 階)
電話 67-1760 (内線 758) FAX 67-2033
Eメール seikatu@city.oyabe.lg.jp
ホームページ <http://www.city.oyabe.toyama.jp>

目 次

1	おやべ型1%まちづくり事業について	1
2	おやべ型協働のまちづくり会議について	1
3	補助対象者	1
4	補助対象事業	2
5	補助対象経費	2
6	補助金の額	3
7	事業の採択等	3
8	申請方法	4
9	事業の周知及びPR	4
10	安全対策等について	5
11	おやべ型1%まちづくり事業Q&A	7
12	おやべ型1%まちづくり事業の基本的な流れ	13
13	おやべ型1%まちづくり事業採択等基準	14
14	事業計画書等記入例	19

1 おやべ型1%まちづくり事業について

おやべ型1%まちづくり事業（以下「1%事業」とします。）とは、個人市民税の1%に相当する額（参考：平成30年度予算1,403万円）を財源として、「地域の活性化や特色あるまちづくりの推進を目的として、市民自らが考え、みんなで一緒に行動する事業」に対して補助金を交付する事業で、平成21年度から実施しています。

応募される場合は、この募集要項をご覧いただいた上で事業計画書等を記入し、必要書類を添付して生活協働課へ提出してください。

また、事業の募集は前期と後期の2回行います。それぞれの募集期間については、以下のとおりとなります。

前期募集：平成30年11月9日（金）から平成31年1月10日（木）まで

後期募集：平成31年6月10日（月）から平成31年7月10日（水）まで

2 おやべ型協働のまちづくり会議について

おやべ型協働のまちづくり会議（以下「協働会議」とします。）とは、協働のまちづくりを推進するために設けられた組織で、有識者1人、団体推薦者7人、一般公募者2人の計10人の委員で構成されています。なお、会議の役割は次のとおりです。

- ・協働のまちづくりを推進するための基本方針や各種施策について意見を述べること。
- ・1%事業の審査や検証に関すること。
- ・1%事業の優良事例の審査や表彰に関すること。
- ・その他、協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること

3 補助対象者

補助対象者は、市内に事務所及び活動場所があり、次のいずれかに該当する団体を対象とします。

- ・自治組織（自治会、地区振興会等）
- ・ボランティア団体又はNPO団体
- ・教育、芸術、文化又はスポーツに関する団体
- ・その他市が特に認める団体

ただし、政治、宗教若しくは営利活動を目的とする団体、又は設立趣旨、活動内容等が補助対象として不適当と認められる団体は、対象とはなりません。

また、同一団体等が複数の事業を申請することは可能です。

4 補助対象事業

補助対象事業は、公共性及び市民の労力提供があり、かつ、他の補助金等の交付を受けていない事業で、次のいずれかに該当する事業とします。

分野	事業の例
地域の活性化を図り、又は地域の特色を活かせる事業	花いっぱい事業 (地域の公園や道路沿いの花壇整備)
安全・安心な地域づくりを推進する事業	公園や道路の除草事業 (地域内の公園や道路沿い等の除草作業) 子供の見守り隊事業 (子供の登下校の見守りや地域のパトロール)
地域の福祉の向上に寄与する事業	高齢者宅の除雪事業 (ひとり暮らし高齢者宅の除雪作業)
地域の活性化を担う人づくりに寄与する事業	青少年育成事業 (青少年を対象とした講演会・催し)
その他市が特に認める事業	

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち次の表に定めるものとします。必要に応じて、協働会議で審査を行います。※経費項目別の詳細については、「13 おやべ型1%まちづくり事業採択等基準（以下「採択基準」）」をご覧ください。

項目	内容等
報償費	講師等への謝金、専門的技能協力者に対する謝金等
旅費	講師等の交通費、宿泊費（市の基準による。）
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
修繕料	事業の実施に必要な備品等の修繕料
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料代
食糧費	作業に伴う休憩時。若しくは会議等で講師に提供する飲物代等（事業参加者1人当たり、1日200円を上限とする。）
印刷製本費	ちらし・ポスター等の印刷費、コピーによる印刷代
通信費	連絡等に使用する郵便代等
保険料	事業実施に伴う保険料（保険対象は事業実施日に限り、過大な保険金額にならないようにすること。）
手数料	事業の実施に必要な手数料
使用料及び賃借料	機械・車両等の借上料、会場使用料等
原材料費	事業に直接使用する原材料
備品購入費	事業に直接使用する機材や備品等（リースやレンタルで対応できないなど、特別な事情がある場合に限る。）
共通事務費	費目の分類が困難な事務経費 (事業費の10%以内で、1万円を上限とする。)

6 補助金の額

補助対象経費の全額を補助金の額としますが、次の事業区分に応じ、予算の範囲内においてそれぞれに定める額を限度とします。

区分	限度額	事業の例
新規事業	30万円	・ 1%事業補助金を受け、初めて取り組む事業 ※前年度に1%事業の申請を行った団体の場合は、事業内容が新規事業に該当するかどうかを協働会議において判断します。
既存事業	15万円	・ 補助金を一切受けずに、以前から行っていた事業 ・ 他の補助金を受け、以前から行っていたが、1%事業補助金に振り替えて行う事業 ・ 1%事業補助金を受け、前年度から初めて取り組んだ事業で、継続するもの ・ 1%事業補助金を受け、以前から行っていた事業で、継続するもの
特認事業	市が認めた額	・ 他の模範として地域の活性化や特色あるまちづくりを推進し、事業終了後も実施効果があると認められる事業

7 事業の採択等

提出された事業計画書等については、必要に応じて事前ヒアリングを行い、協働会議で審査いたします。この結果報告によって、市から採択結果等を通知（以下「採択通知」）いたします。

なお、13(1)の事業採択基準にかかわらず、次のいずれかに該当すると判断された事業については、協働会議での審査により採択とならない場合があります（事業計画が次のいずれかに該当すると思われる場合は、事前に生活協働課までご相談ください）。

- ア 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- イ 造成等の開発行為や建築確認申請が必要な規模の建築・増築を行う事業
- ウ 事業実施を伴わない調査を行う事業
- エ 公序良俗に反するもの

また、事業計画に対する関係法令などの面からの効果や問題点について、市役所内の関係課へ照会します。回答のあった「関係課の意見」は、協働会議に提出され、事業計画の採択にあたり総合的に審査されることとなります。

8 申請方法

生活協働課や市ホームページで最新の様式を取得し、以下の書類をそろえて、募集期間内に生活協働課へ提出してください。なお、1件の書類確認に30分～1時間程度かかるため、事前の予約をおすすめします（予約は先着順）。

申請時の提出書類

様式等の名称	備考（添付が必要な書類等）
「おやべ型まちづくり1%事業計画書」の確認用紙	計画書の記入が終わったら、確認事項を全てチェック
事業計画書（様式第1号）	
収支予算書（様式第2号）	<u>金額は内税（10%）で記載</u>
支出の部内訳書	見積については、「採択基準」参照
申請団体調書（様式第3号） ※自治組織以外の団体のみ	団体の会員名簿又は役員名簿、団体の規約又は会則等、前年度の事業報告書、収支決算書等
見積書	採択基準に定めるものについて、1者以上
写真・地図 ※必要に応じて	事業実施場所・団体の活動状況等が分かるもの
土地使用承諾書	他者の土地を使用する事業の場合のみ、添付が必要
特認を必要とする理由書	
事業開始初年度から10年以上経過した補助対象者が事業を行うための調書	これまでの事業実施により得た成果と今後の目標を記載するもの。以降5年ごとに提出。

※その他、必要に応じて書類を提出いただくことがあります。

9 事業の周知及びPR

- ・1%事業を市民に広くPRするため、実施済みの事業の内容等について市報やホームページ等に掲載いたします（個人情報を除く）。
- ・優良事例となった場合は、次年度の11月頃に開催する募集説明会において、事業内容を発表していただきます。
- ・採択事業で作成するちらし・ポスター等に、おやべ型1%まちづくり事業の補助事業である旨を、必ず明示してください。
 (例)・このちらしは、「おやべ型1%まちづくり事業補助金」によって作成しています。
 - ・「おやべ型1%まちづくり事業補助金」助成事業
- ・事業採択後に、新聞社やテレビなどの取材を受ける場合は、「おやべ型1%まちづくり事業補助金」を活用して事業を行っている旨を伝えてください。

10 安全対策等について

事業を申請される際は、【「1%事業安全対策説明会」資料より抜粋】にある注意事項を参考にし、事業実施に当たってどのような安全対策を考えているか、事業計画書の「9 安全対策」欄に記載してください。

なお、原則として各種保険（ボランティア活動保険等）への全員加入を採択条件としておりますが、「保険への加入」は事故対策であり、安全対策ではありません。

記載例

- ・事業開始前に全員が集まり、作業方法や手順について打合せを行う。
- ・作業者の体力や経験、現場の状況に合わせ、無理のないように作業を進める。
- ・パトロールの際には、反射材の付いたジャンパーを着用して懐中電灯を持ち、交通事故等に十分注意する。
- ・事業開催による交通渋滞を防ぐため、会場付近の交差点や駐車場に適正な人数の警備員を配置し、交通事故の防止に努める。
- ・傷病者が発生した場合に備え、救急箱を本部に配置するとともに、緊急連絡網を事前に整備しておく。

また、以下の事業は、不採択とする場合がありますのでご注意ください。

- ・安全対策が十分に取られていない事業や、危険度が高いと判断される事業
- ・「収支予算書」に、保険料が計上されていない事業

【「1%事業安全対策説明会」資料より抜粋】

「各事業共通」注意事項

- ・事業の実施に当たっては、無理のないよう計画性をもって、安全性を確保しながら実施してください。
- ・通行障害等が発生しないよう、周囲の安全に留意しながら実施してください。
- ・活動の際の安全確保は、責任者等の他人任せにすることなく、自分の安全は自分で確保するという心構えで作業に当たってください。
- ・各事業（活動・作業）の実施前に、ボランティア活動保険等の各種保険への加入を行う等、不測時の対応について検討を行ってください。
- ・ボランティア保険については、全ての事業（活動・作業）が対象となるものではありませんので、各事業（活動・作業）内容がボランティア保険の対象となるか確認の上、加入してください（例：チェーンソーを扱う作業）。また、対象とならない事業（活動・作業）があった場合は、ボランティア保険以外の各種傷害保険に加入するようにし、もれがないようにしてください。
- ・上記や《事業内容別注意事項の例》に掲げるもの以外でも、様々な角度から危険予測を行い、その対策を講じながら十分に安全性を確保して実施するようにしてください。

「事業内容別」注意事項の例

1 草刈り等を行う事業

- ・草刈機は、作業者の体力や経験、現場の状況等に合わせ、作業に無理のない、より安全性の高いものを使用し、周囲の人に注意を払いながら行ってください。
- ・草刈り作業前には、空き缶や空き瓶等、怪我につながるおそれのあるものがないことを確認してください。また、草刈り作業者は、肌を露出しないように長袖・長ズボンの作業着を着用し、防護メガネ、防護手袋、耳栓、すね当て等を使用し、安全に留意してください。
- ・近年、様々な病気を媒介するマダニに吸血される被害が増加しています。大きさは一般的に1～3mmで、取り付くと皮膚の柔らかな部分に両刃のこぎり状の口器を差し込み、そのまま離れずに数週間吸血を続けます。被害に遭わないためにも、上記の服装を徹底し、防虫忌避スプレーを塗布する等の対策を取ってください。

2 防犯パトロール等を行う事業

- ・犯罪の未然防止を念頭に、「犯人を捕まえるパトロール」ではなく、可能な限り周囲の目にとまるような方法で、「見せるパトロール」を心掛けてください。
- ・パトロールの際には、目立つ色のジャンパーや反射材、懐中電灯等を活用し、運転者から見えやすいように心がけ、交通事故に十分注意してください。
- ・パトロール車両による防犯パトロールを行う場合は、運転中、常に防犯パトロール中であることを自覚し、シートベルトの装着等交通法規に従った安全運転を心掛けてください。

3 植樹等を行う事業

- ・下草刈りや枝払いを行う場合は、周囲の人に注意を払いながら、安全性に留意の上、行うようにしてください。
- ・特にチェーンソーを扱う作業等は、防振手袋、耳栓等をし、作業者の体力や経験、現場の状況等に合わせ、作業に無理のないように進めてください。
- ・森林内での活動には大きな危険が伴う場合があります。足場の踏み抜き等による怪我ばかりでなく、踏み落とした石等が他の活動者を傷付けたり、死亡させたりするケースもあります。また、スズメバチやクマに襲われる危険や、道に迷う危険、うるし等にかぶれるおそれもありますので、自分の安全は自分で確保するという心構えで作業に当たってください。

4 重機等を使用して行う事業

- ・クレーン車や小型油圧ショベル等の重機類を使用して行う事業は、有資格者等作業経験のある方で操作を行ってください。
- ・操縦者以外の作業員もヘルメットを着用する等、作業の安全に十分留意して行ってください。

5 イベント等を行う事業

次の点に留意し、実施してください。

- ・役割分担、責任者（総括、部分的）が決まっているか。
- ・緊急連絡体制ができているか。
- ・危険予測がなされているか。また、その対策が講じられているか。
（例：混雑が予想される会場出入口付近、階段・段差・落差、駐車場の対応等）
- ・必要な届出や申請がなされているか。
- ・傷病者が発生した場合の対応がなされているか。
- ・その他安全対策に必要な事項

11 おやべ型1%まちづくり事業Q&A

総論編

Q1 どのような方が申請できますか。

回答 おやべ型1%まちづくり事業に申請できるのは、自治組織やボランティア団体などの団体となりますので個人での申請できません。（1ページ「3 補助対象者」参照）法人である必要はないので、ママ友グループなどの任意団体でも申請は出来ます。なお、申請時には、申請団体調書（様式第3号）が必要になります。

Q2 どんな事業が対象になるのですか？

回答 公共性及び市民の労力提供があり、かつ、他の補助金等の交付を受けていない事業で、地域の活性化を図る事業など（2ページ「4 補助対象事業」参照）が対象となります。こうした事業を市民自らが考え提案し、市民自らがみんなで一緒に行動することにより、地域の活性化や特色あるまちづくりの推進が図られることを期待しています。

Q3 町内の祭りや、地区のスポーツイベント等は対象となりますか？

回答 従来の町内（綾子・平桜など）の祭りなどは、宗教的なものが多いため、原則対象としていません。また、地区単位（埴生・東蟹谷など）で行われている体育祭などのスポーツイベントについても、原則対象としていません。ただし、新規性のあるもので市全体の活性化につながることを期待されるものは、協働会議の審査結果によっては対象となる場合があります。

また、事業種類別に、事業規模や団体規模等の制限があります（14ページ「13 おやべ型1%まちづくり事業採択等基準」参照）。

Q 4 どんな経費が対象となるのですか？

回答 市民の労力が提供される事業であることが前提で、人件費関連の経費を除いた「消耗品費」「燃料費」「原材料費」等が対象となります(2ページ「5 補助対象経費」参照)。また、経費の対象として適当かどうかについては、必要に応じて協働会議で審査します。

Q 5 どのように申請すればよいのですか？

回答 事業計画書など指定した様式に必要事項を記入し、必要書類を添付して、指定した期日まで生活協働課へ提出してください。様式は、生活協働課または市ホームページで取得できます。

また、様式の記入方法など分からないことがある場合は、お気軽に生活協働課へお問い合わせください。

Q 6 協働会議では、どのような審査を行うのですか？

回答 申請された事業計画が、1%事業として適当かどうかという視点(地域の活性化を期待できるか、申請された経費がその事業の実施のために必要かどうか等)で審査します。また、申請された経費の額が適切であるかという点についても、採択基準(14ページ「13 おやべ型1%まちづくり事業採択等基準」参照)に従い審査します。

Q 7 補助金の限度額が、新規事業が30万円で既存事業が15万円なのはなぜですか？

回答 この事業は、個人市民税の1%相当額(参考:平成30年度予算1,403万円)の範囲内で補助金を交付するものであり、その財源が限られているため限度額を設定しています。

新規事業と既存事業の限度額に違いがあることについては、新たに事業を始める場合、初年度は事業に必要な物品等の購入で多額の経費がかかっても、次年度からは比較的少ない経費で活動を継続できるのではないかと考えました。

ただし、他の模範として市が特に認めるときは、これらの限度額を超えて補助することがあります。

Q 8 補助金額の割に書類の記入事項が細か過ぎるので、もっと簡単になりませんか？

回答 趣旨や分野に沿ったものであればどんな事業でも行えるという性質上、協働会議委員が適切な審査や検証を行うため、できるだけ詳しく内容を伺っておく必要があります。

しかし、ご負担を少しでも軽くするため、平成31年度分から、消耗品などで、1品当たり10,000円を超えるものには、見積書が必要となりますが、その他については、見積書の提出は必要なくなりました。ただし、「13 おやべ型1%まちづくり事業採択等基準」で見積書の提出が必要な費目については、これまでどおりです。

また、実績報告時には、単価・数量の分かるレシート又は領収書の添付が必ず必要で無いものについては、補助対象外となりますので、ご注意願います。

Q9 補助金は、いつもらえますか？

回答 事業完了後に実績報告書を提出し、協働会議の審査・検証結果報告を受けて額を確定させた後に、請求書の提出により口座振込で支払います（13 ページ「12 おやべ型1% まちづくり事業の基本的な流れ」参照）。しかし、任意団体等で手元に資金がなく、多額の個人の立替払が生じることにより、事業の進捗を妨げるおそれがあるときは、「概算払」で事業完了前に支出することができます。

概算払を申請される場合は、別に指定する日までに概算払請求書を提出いただければ、採択された補助金額の80%相当額を前期募集事業は5月末に、後期募集事業は9月末（いずれも予定）に交付します。さらに、残りの20%相当分についても希望される場合は、事業が完了し、実績報告書の提出後に概算払請求書を提出いただければ、2か月以内に交付することとしています。

ただし、概算払という性質上、協働会議の審査・検証結果報告等によっては返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

Q10 補助金は、何年間も継続してもらえるのですか？

回答 「小矢部市補助金等の交付に関する基準（平成17年度策定）」では、原則5年以内で終期を設定することとされており、終期を迎えたものは必要性の評価等をして、新たに終期を設定することができることとされています。

したがって、事業に係る補助金については継続して交付することはできますが、事業開始から10年を経過した事業については、これまで実施してきた事業に対する評価と今後に対する目標等を記載した書類を提出し、その可否については、協働会議の意思を参考として決定することとなります。

Q11 当初の計画に比べて事業費が増えた場合は、どうすればよいですか？

回答 採択された補助金額で「6 補助金の額」に規定されている区分の限度額の範囲内であれば、補助金交付決定額の20%を上限までは変更承認申請書を提出し承認されれば、補助金増額は可能となります。ただし、補助金の額の限度額を超えた部分や補助金の予算額の範囲を超えた場合は、補助対象者で負担していただくこととなります。また、当初の計画に比べて少なかった場合は、これまでどおり補助金額が減額されます。

例、既存事業で交付決定額が120,000円なら、20%の24,000円まで申請により増額可能。

（合計補助金額 144,000円）

Q12 採択されたら、すぐに事業を始めてもいいですか？

回答 補助金の交付申請を行い、市から交付決定の通知を受けた後に事業が始まります。
交付決定通知前に支出されても、補助金の対象となりませんのでご注意ください。
 (参考：平成 21～30 年度は、4 月 1 日付で交付決定の通知を行っています。)

Q13 採択後に、事業計画を変更できますか？

回答 原則、変更はできません。ただし、計画を変更しなければ事業を継続できない場合には、事前に生活協働課へご相談ください。また、特認事業の計画を変更する場合には、原則、協働会議で再審査を行います。
 なお、計画の変更にあたっては、軽微なものを除き、市への変更承認申請書の提出が必要となります。

Q14 採択後に、支出内容を変更できますか？

回答 原則、採択通知の「品目別申請金額一覧表」により支出してください。
 しかし、支出内容を変更しても事業の趣旨が変わらず、かつ実施に必要な場合は、採択された補助対象経費の 20%以内の金額であれば、支出項目間で自由に流用してもかまいません。ただし、計画になかった品目を新たに購入するなどの場合には、新たに購入する品目について、事前に電話等でご相談ください。事前の相談がない場合は、補助対象外経費とするなど、補助金の支出を行わないこともありますので、ご注意ください。
また、補助対象経費総額の 20 パーセント以上の減額となる変更は、市への変更承認申請書の提出が必要となります。

《支出項目間で流用が認められる例》

項目	採択予算	流用額	実績額
報償費	4,000 円	△2,000 円	2,000 円
消耗品費	62,300 円	△11,300 円	51,000 円
燃料費	40,000 円	△10,000 円	30,000 円
保険料	10,200 円		10,200 円
原材料費	42,000 円	+19,000 円	61,000 円
補助対象経費 合計	158,500 円		154,200 円
補助対象経費の 20% = 31,700 円		≥ 19,000 円	

流用して追加購入した額 19,000 円が、採択予算の補助対象経費の 20%相当額 31,700 円の範囲内なので OK

Q15 天候その他の理由で、やむを得ず事業（イベントなど）を中止せざるをえなくなった場合、開催までの準備に要した経費分の補助金は交付されるのでしょうか？

回答 最終的な事業目的を達成できなかった場合には、原則、補助金の交付はありません。
特に、天候に左右される屋外のイベントなどは、雨天時の開催案や予備日を設けるなど、不測の事態に対応できるよう計画を十分検討してください。

各論編

Q1 事業に必要な消耗品や原材料を購入する店は、どこでもよいですか？

回答 購入したい商品が販売されていない場合を除き、市内業者を利用してください。また、貴重な市の税金を支出することになりますので、できるだけ経費の節減に努めていただく必要があります。

Q2 「13 おやべ型1%まちづくり事業採択基準、(2) 費目別の基準」の燃料費は、「積算」となっていますが、どのようにすればよいですか？

回答 費目別の基準にある燃料単価を参考として、走行予定距離や使用する車の燃費を含めて積算してください。なお、燃料の使用量の妥当性は、協働会議で判断します。

燃料費（円）＝ 市契約単価等（円/ℓ）× 燃料の使用量（ℓ）

走行予定距離（km）÷ 使用する車の燃費（km/ℓ）

Q3 食糧費では、何を購入できますか？

回答 飲料のみ購入できます（限度額：事業参加者1人当たり1日200円）。ただし、草刈りなど体を動かす作業の休憩時に出すものや、講演会の講師に提供するものに限りません。菓子類や講演会の参加者に提供する飲料は対象となりませんので、補助対象外経費で計上してください。

Q4 草刈り作業の休憩時などに自販機で飲料を購入した場合、領収書はどうすればよいですか？

回答 自販機での物品購入など、やむを得ない理由により領収書が発行されなかった場合は、会計責任者の支払証明等によって代えることができます。

Q5 事業を行うためにどうしても備品が必要なのですが、購入してはいけませんか？

回答 備品の購入は、原則補助対象外となりますが、レンタルやリースでの対応が困難であるなど特別な事情がある場合は、協働会議の審査会で認められた場合に限り、購入が可能です。

なお、購入が認められた場合でも、備品台帳や備品使用簿を作成して、その使用状況を5年間にわたって記録し、実績報告時に提出していただきます。

Q 6 備品を5年間のリース契約した場合、来年度以降はどうなりますか？

回答 今年度のリース料は、「使用料及び賃借料」の費目で対応することとなります。しかし、途中で1%事業が取りやめとなったり、事業計画が協働会議の審査結果で不採択となったりする場合は考えられますので、来年度以降も補助を保証するものではありません。これらの場合、残額が団体負担となりますので、期間等をよく考慮して契約を行ってください。

Q 7 ボランティア保険は見積書の徴収ができませんが、どうしたらよいですか？

回答 ボランティア保険など加入用資料などで単価等が分かるものは、見積書は不要です。

Q 8 共回事務費は、どのようなものですか？

回答 費目の分類が困難な事務経費で、円滑に事業が進められるよう設けられたものです。用途を特定せず、事業費総額の10%以内で1万円を上限として支出できますが、実績報告時に領収書（購入単価、数量が分かるもの）の添付が必要です。

12 おやべ型1%まちづくり事業の基本的な流れ

※事業が採択され、概算払で補助金を支出する場合

	内 容	時 期 (前期募集)	時 期 (後期募集)	主 体	根 拠 条 文 等
1	事業計画書作成、提出	H30. 11/9 ～1/10	H31. 6 /10 ～ 7 /10	申請団体	要綱第6条
2	事前審査、本審査及び 市長への報告	H31. 1 /18 ～ 3月中旬	H31. 7 /15 ～ 8月中旬	市 協働会議	要綱第7条第1項
3	採択、通知 (電話連絡による内示)	3月下旬	8月下旬	市	
4	採択、通知 (文書による内示)	4 / 1 (予定)	8月下旬 (予定)	市	要綱第7条第2項
5	交付申請書提出			採択団体	規則第3条
6	交付決定及び通知			市	規則第4条、第6条
7	事業着手	4 / 1 以降	8月下旬 以降	採択団体	
8	概算払請求書(80%相 当額分)作成、提出	4 / 5 (予定)	8月下旬 (予定)	採択団体	
9	補助金支払(振込)	5 /31	9月下旬 (予定)	市	
10	変更承認申請書提出	随時		必要な団体 のみ	要綱第8条 規則第8条
11	事業完了	随時		採択団体	
12	実績報告書、概算払請 求書(残額分)作成、 提出	事業完了後 ※H32. 3/31 まで		採択団体	要綱第9条第1項 規則第12条、
13	補助金支払(振込)	「12」提出後 2か月以内		市	
14	実績報告書の審査	H32. 5月中旬		協働会議	

要綱……おやべ型1%まちづくり事業補助金交付要綱

規則……小矢部市補助金等交付規則

13 おやべ型1%まちづくり事業採択等基準

(1) 事業種類別の採択等基準

ア イベント・祭り

事業規模	基 準	対象経費
地区以下	対象としない（左義長、餅つき大会等）。ただし、開催単位が複数の地区にまたがる場合は、対象とする。	会場設営・印刷製本・安全対策等に係る必要経費
市内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者の構成員の大部分が、市内在住者である事業を対象とする。 ・事業計画で、名称、主催者数及び参加予定者数を明確にしておくこと。 	

イ スポーツ大会等

事業主体	事業規模	基 準	対象経費
競技団体	地区以下	対象としない。	会場設営・印刷製本・安全対策等に係る必要経費
	市内全域	以下の条件を全て満たす場合に限り、対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・市の活性化につながる事業 ・市が共催又は当該団体等の一員である。 ・他に市の補助金を受けていない。 	
競技団体以外	地区以下	対象としない。	競技団体に同じ
	市内全域	対象とする。	

ウ 伝統民俗芸能等

団体規模	基 準	対 象 経 費
制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の民俗芸能の承継、特に後継者育成のために活動していること。 ・伝統性、地域性の希薄なものは対象としない。 ・事業内容が、発表会等のイベントに限られる場合は対象としない。 	事業に係る必要経費（個人所有が妥当と思われる消耗品等は除く。）

エ 地域の安全・安心に関する事業

団体規模	基 準	対 象 経 費
自治会以下	原則として対象としない。ただし、犯罪率や災害の危険性が高い等、特別な事情がある場合は、対象とする。	事業に係る必要経費（継続事業で、帽子等の消耗品を購入する場合は、原則として活動員等の交代等（名簿要）による不足分のみ対象とする。）
地区団体以上	対象とする。	

地区団体……地区安全なまちづくり推進センター、地区防犯組合、地区防災会等については、市の他補助と明確に区分されていれば認める。

オ 環境整備事業

事業主体	団体規模	基 準	対 象 経 費
自治組織	自治会未満	対象としない。	事業に係る必要経費 (原則、備品購入は 対象外)
	自治会以上	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする。 ・農道や用排水等の整備事業については、市の補助基準に合致している場合のみ対象とする。 ・建築物に係る修繕費等は、対象としない。 	
自治組織 以外	制限なし		

カ 福祉活動等

事業主体	事業規模	基 準	対 象 経 費
福祉団体	校区未満	対象としない。	事業に係る 必要経費 (個人所有 が妥当と思 われる消耗 品等は除く。)
	校区以上	対象とする。ただし、対象となる活動場所は市内に限る。	
福祉団体 以外	市内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、福祉施設等への慰問活動等を行っていること。 ・発表会等のイベントを実施する場合、相当数の高齢者や障害者等を招待するなど福祉的要素があり、かつ当該者の来場等が見込まれること。 ・事業内容が、発表会等のイベントに限られる場合は対象としない。 	

福祉団体……地区社協、福祉ボランティア団体等

キ 冊子等の作製が主目的である事業

事業主体	団体規模	基 準	対 象 経 費
自治組織	地区未満	対象としない。	事業に係る 必要経費 (製本代、コ ピー代、事務 用消耗品等)
	地区以上	以下の条件を全て満たす場合は、対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・市全体の活性化につながること。 ・団体構成員で、情報収集と編集作業を行うこと。 ・成果物が、広く配布されること。 	
自治組織 以外	制限なし		

地区……市内 18 か所の区分

(2) 費目別の基準

費目		内容及び基準	申請時の添付書類			
報償費	講師	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりを推進する事業の講師料は、市に準じる。 ・申請団体内の講師は対象としない。 ・講演会等の広報に努め、広く一般市民等の参加を呼びかけること（申請時に、広報内容を明示すること。）。 ・市外で行われる講演会は、対象としない。 《市の基準》 中央講師 15,000～50,000円 地方講師（臨時的なもの） 5,000～15,000円 地方講師（定例的なもの） 3,000～10,000円	見積書 （講師等の都合により、徴収し難いものは、相場価格の分かる資料等でも可。1件当たり5千円以下のものは、見積書不要）			
	出演者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの活性化や特色のあるまちづくりを推進する事業の出演料は、講師の例による。 ・申請団体内の出演者は、対象としない。 				
	専門的技術協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・作業等を行う上で、必要な専門的技術協力者への謝金 ・申請団体内の専門的技術協力者は対象としない。 ・国県単価がある場合は、その基準を用いる。 				
	その他	行事参加者に対する賞品、参加賞等は対象としない。		見積書		
旅費	講師等の交通費、宿泊費 《市の基準》 宿泊費 10,900円 日当 1,700円 電車賃 指定席代を含めない。	見積書 （市の基準以外を適用する場合は、理由を記載）				
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有が妥当と思われるもの（Tシャツ、草刈用ゴーグル、草刈用前掛け等）は、対象としない。 	見積書 （1品当たりの単価が10,000円を超えるもの）				
修繕料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業上必要な、備品等の修繕 ・事業実施中に故障し賠償責任のある備品等の修繕 	見積書				
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・作業等に必要な機材、車両等の燃料代 ・対象となる作業等に使用する燃料代に限るものとし、過大な見積りにならないこと。 ・見積が困難な場合は、以下の小矢部市予算編成単価を使用し、必要数量を実施回数や距離などから積算すること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>レギュラーガソリン</td> <td>154円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>135円/ℓ</td> </tr> </table>	レギュラーガソリン	154円/ℓ	軽油	135円/ℓ	積算
レギュラーガソリン	154円/ℓ					
軽油	135円/ℓ					

費目	内容及び基準	申請時の添付書類
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 作業に伴う休憩時、若しくは会議等で講師に提供する飲み物代（菓子類、又は会議等の参加者に提供する飲み物代は、補助対象外） 事業参加者1人当たり1日200円を限度とする。 	積算
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ちらし・ポスター等の印刷費（おやべ型1%まちづくり事業の補助事業である旨を明示） コピーの場合は、見積書不要 	見積書
通信費	<ul style="list-style-type: none"> 連絡等に使用する郵便代等 領収書で明確に区分可能であれば、電話代も可 	積算 （どれだけ何に使うのか等を、明確に判断すること。）
手数料	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング代や講演会等の演題、看板等費用 クリーニング代については、リース・レンタル等でクリーニングが返却の条件となっているもののみ。 	見積書
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に伴う保険料 保険対象は事業実施日に限り、過大な保険金額にならないようにすること。 団体の構成員が、他の同様の保険に加入している場合、計上は不要 	見積書 （保険加入用資料等で単価等が分かるものは不要）
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 機械・車両賃借料、型枠損料、交通・通信料金、会場使用料、設備等賃借料等 発表会等のイベントにおいて、練習等に係る料金については、対象としない。 団体の構成員に対する賃借料は、対象としない。 借上車両等の燃料代は、燃料費として分類する。 	見積書 （市の施設等で会場使用料が分かるものは不要）
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に直接使用する原材料（対象物の一構成部分となるもの） 参加者に配布する苗木や種等は、対象としない。 	見積書 （1品当たりの単価が10,000円を超えるもの）
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 原則として認めない（リース・レンタル等により対応すること。）。 購入した場合は、備品使用簿を作成し、その使用状況を5年間にわたって記録し、実績報告時に提出すること。 事業活動後に不要となった備品については、市と協議し、市への寄付や廃棄等の処置をとること。 	見積書
共回事務費	<ul style="list-style-type: none"> 費目の分類が困難な事務経費 事業費（補助対象経費合計額）の10%以内で1万円を上限とする。 	見積書又は積算

補助対象外 経費	報酬、賃金、交際費、広告料（新聞、テレビ、ラジオ等による広告等）、手数料（クリーニング代等）、委託料（事業の一部委託等）、工事請負費（コンクリート舗装等）、公課費（自動車税等）等	
-------------	---	--

（注1）見積書は、1者以上のものを添付してください。見積書を徴収し難いものは、カタログやパンフレット等の写し、若しくは店頭価格を記載したものでも結構です。

（注2）**実績報告時には、全ての費目において領収書（購入単価、数量が分かるもの。）の添付が必要**です。ただし、食糧費において、自販機での物品購入などやむを得ない理由により領収書が発行されなかった場合は、支払証明等によって代えることができます。

15 事業計画書等記入例

様式第1号 (第6条関係)

(宛先) 小矢部市長

※記入部分はゴシック

提出する日

平成30年12月12日

所在地 小矢部市〇〇町〇〇番地
 団体名 〇〇地区振興会
 代表者名 会長 小矢部 太郎 印
 電話番号 0766 - 〇〇 - 〇〇〇〇

代表者と同じなら、「同上」と記入

事務担当者 役職名 会計 氏名 石動 次郎
 電話番号 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

おやべ型1%まちづくり事業計画書

平成31年度おやべ型1%まちづくり事業計画書について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

過去に補助を受けた年度、事業採択番号を記入

記

1 事業名	〇〇地区子供の見守り隊事業 内容が分かりやすく、簡潔な名称で		
2 事業区分 (いずれかの番号に○を付け、記入してください。)	(1) 新規事業 (この補助金を受けて新たに行う事業)		特認事業や過去に同事業で10年以上、当補助事業を受けている場合は、別紙が必要
	(2) 既存事業 (既に行っていた事業)		
	(3) 特認事業 (他の模範として市が認めた事業)		
過去の事業番号	H21年度 番 : H22年度 12番 : H23年度 5番 : H24年度 7番 H25年度 10番 : H26年度 15番 : H27年度 16番 : H28年度 16番 H29年度 8番 : H30年度 11番		
3 参加予定者数	事業全体 (延べ) 120人	左記の内訳	会員 (延べ) 115人 会員以外 (延べ) 5人
	※集客事業の場合は、記入してください。 当日のみ (実数) 人	左記の内訳	会員 (実数) 人 会員以外 (実数) 人
4 事業実施場所	〇〇地区小・中学生通学路 地図を添付	イベント等、準備期間も含む	
5 事業予定期間	平成30年9月18日 ~ 平成31年3月27日 (計15日間)		
6 実施予定年度	平成22年度 ~ 平成31年度 (10年間) ※事業の継続性を判断します。		
7 事業目的及び内容 (いずれかの番号に○を付け、記入してください。)	目的	<input type="checkbox"/> 活性化 <input checked="" type="checkbox"/> 安全・安心 <input type="checkbox"/> 福祉向上 <input type="checkbox"/> 人づくり <input type="checkbox"/> その他 ()	
	内容	<input type="checkbox"/> イベント・PR等 <input checked="" type="checkbox"/> 環境整備 <input type="checkbox"/> 防犯、防災、交通安全 <input type="checkbox"/> 福祉活動等	
7内容及び8事業効果の内容を重視します。		事業内容を詳細に記入	
8 事業効果 (期待される効果等を記入してください。)	「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識で子供達の登下校を見守ることにより、交通安全の向上や犯罪防止だけでなく、高齢者との触れあいの機会創出にもつながる。		
9 安全対策 (事業実施に当たっての安全対策を、記入してください。)	事業を実施する際には蛍光色のジャンパーを着用し、暗くなったら懐中電灯を点ける等、運転者から見えやすくなるようにして交通事故に十分気を付ける。 また、犯罪の未然防止を念頭に、「犯人を捕まえるパトロール」ではなく、できる限り周囲の目に留まるよう「見せるパトロール」を心掛ける。		
10 補助金受給実績 (過去の受給額を記入してください。)	H21年度 円 : H22年度 120,000円 : H23年度 80,000円 : H24年度 70,000円		
	H25年度 85,000円 : H26年度 99,000円 : H27年度 99,000円 : H28年度 80,000円		
	H29年度 100,000円 : H30年度 120,000円		
11 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 支出の部内訳書(様式第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 見積書又は積算根拠を示した書類 <input checked="" type="checkbox"/> 活動予定表 <input type="checkbox"/> 申請団体調書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 地図 <input checked="" type="checkbox"/> 土地使用承諾書 ※特認事業の場合 <input type="checkbox"/> 特認を必要とする理由書 10年以上実施の場合 <input type="checkbox"/> 事業開始初年度から10年経過した補助対象者が行う調査(別紙記入例を参照のうえ、任意の様式で作成し提出してください。)		

添付した書類のボックスにレ点をチェック

自治組織は提出不要

募集要領P16・17を参考に添付

記入例

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	採択金額	備考
おやべ型1%まちづくり事業補助金	74,000		内訳書「補助対象経費計」の千円未満を切り捨てた額
振興会負担	14,000		
合計	88,000		

支出の部

(単位：円)

項目	金額	採択金額	備考
報償費	4,000		収入 = 支出
旅費			
消耗品費	42,300		
修繕費			
燃料費			
食糧費	7,350		
印刷製本費	4,000		
通信費	9,600		
保険料	7,200		
手数料			
使用料及び賃借料			
原材料費			補助対象外であっても、事業全体の費用を把握するために記入
備品購入費			
共回事務費			支出の部 内訳書の合計金額と一緒にしていること。
補助対象外経費	13,550		
合計	88,000		

注1 太枠内は記入しないでください。

2 支出の部の項目ごとの詳細については、「支出の部内訳書」に記載してください。

記入例

「収支予算書」と
同じ順番で記入

支出の部内訳書

(単位：円)

項目	品名	数量	単位	単価	金額	採択金額	備考
報償費	菓子箱	1	箱	4,000	4,000		防犯講習会講師謝礼
消耗品費	帽子	7	個	1,000	7,000		新規隊員用
"	ジャンパー	7	着	2,000	14,000		"
"	誘導棒	3	本	1,500	4,500		破損分の補充
"	使い捨てカイロ (30個入り)	2	箱	750	1,500		
"	模造紙	10	枚	250	2,500		防犯講習会用
"	コピー用紙 (A4判、白) 500枚入り	2	パック	500	1,000		
"	チューブファイル (A4判、8cm厚)	1	冊	1,000	1,000		
"	封筒 (15枚入り)	9	セット	150	1,350		
"	油性マーカーセット	1	セット	2,000	2,000		防犯講習会用
"	プリンター用インクカートリッジ (黒)	1	個	1,000	1,000		
"	プリンター用インクカートリッジ (カラー)	1	個	5,500	5,500		
"	セロハンテープ	5	巻	100	500		
"	のり	3	個	150	450		
	小計				42,300		
食糧費	飲料	1	本	150	150		防犯講習会講師用
"	飲料 (自販機で購入)	60	本	120	7,200		パトロール時休憩用 (1人2回)
	小計				7,350		
印刷製本費	コピー代 (A4判、白黒)	400	枚	10	4,000		資料コピー代
通信費	80円切手	120	枚	80	9,600		案内状送付用 (3回分)
保険料	ボランティア活動保険	40	人	180	7,200		社会福祉協議会
	補助対象経費計				74,450		
補助対象外経費	飲料	60	本	150	9,000		防犯講習会用
"	予備費				4,550		
	補助対象外経費計				13,550		
					補助対象外経費がある場合、それぞれ合計を記入		
合計					88,000		

項目の内訳が二つ以上の場合、小計を記入

注1 太枠内は記入しないでください。
注2 必要に応じて行の加除を行ってください。

補助対象経費+補助対象外経費
※千円単位にする必要なし

記入例

様式第3号（第6条関係）

**地区振興会や自治会等の
自治組織は、提出不要です。**

申請団体調書

(ふりがな) 団体の名称	〇〇のかい 〇〇の会			
(ふりがな) 代表者氏名	おやべ よしこ 小矢部 美子			
1 代表者連絡先 (確実に連絡が取れるものを記入してください。)	郵便番号	932 - 〇〇〇〇		
	住 所	小矢部市〇〇町〇〇番地		
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇-〇〇〇〇
	携帯番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
	E-mail	〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇.jp		
2 事業担当者連絡先 (1の連絡先と兼ねる場合は、記入不要です。確実に連絡が取れるものを記入してください。)	郵便番号	-		
	住 所	同 上		
	(ふりがな) 氏 名			
	電話番号	-	FAX番号	-
	携帯番号	- -		
	E-mail			
3 設立年月日 (活動開始年月日)	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
4 会員数	〇〇人 (平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 現在)			
5 団体の目的 (いずれかの番号に○を付け、記入してください。)	① ボランティア活動を行うこと ② 教育、芸術、文化、又はスポーツに関する活動を行うこと ③ その他 ()			
6 主な活動	・市内の公園(〇〇公園、△△広場、□□ふれあい公園 ほか5か所)の草刈り及びトイレ掃除			
7 主な活動地域 (いずれかの番号に○を付け、記入してください。)	① 市内全域 ② 市内の一部地域 ()			
8 主な活動履歴	・平成〇〇年〇〇月 会員で協議の上、公園敷地の草刈りを始める(〇〇公園、△△広場の2か所)。 ・平成〇〇年〇〇月 公園のある〇〇地区住民とともに、公園の一斉清掃を実施。 ・平成〇〇年〇〇月 会員が〇〇人となったことにより、□□ふれあい公園ほか5か所の草刈りを始めるとともに、トイレ掃除を開始。			
9 添付書類	・団体の会員名簿及び役員名簿 ・団体の定款、規約又は会則 ・前年度の事業報告書、収支決算書等			

注 要綱第2条第1号の自治組織に該当する場合は、提出の必要はありません。

参 考

**特認事業の場合は、
提出してください。**

平成 30 年 12 月 3 日

(宛先) 小矢部市長

所在地 小矢部市〇〇町〇〇番地
団体名 〇〇地区振興会
代表者名 会長 小矢部 次郎
電話番号 0766-〇〇-〇〇〇〇

特認を必要とする理由書

1 事業名	〇〇の楽しさを広める会
2 概要	<p>私たちの地区には、市指定文化財の「〇〇」があります。その祭りは、五穀豊穡と無病息災を念じて毎年〇月に開催されています。その祭りを守っていくためにも、またその祭りをPRするためにもぜひ本市の拠点であるクロスランドおやべで開催したいと考えております。</p> <p>製作の体験は、1階ロビーにて、そして組立てた〇〇の練り回しは、クロスランドの駐車場で行いたいと考えています。</p>
3 理由	<p>他の模範となる理由や波及効果などを記載してください。</p> <p>製作イベントに参加した市民みんなで作り上げた〇〇をぜひ、市内の人たちが集まりやすい場所で練り回しをしたいと考えています。</p> <p>しかしそのためには、〇〇地区から〇〇をクロスランドおやべまで運ばなければなりません。また組立てには、レッカー等も使わなければいけません。青年会の中には、資格を持った者はいるため安全には十分気をつけます。</p> <p>市内の子ども達全員で制作した〇〇を組立てて練り回しを実現させたいです。どこの祭りも来場者数の減少に悩んでいる近年、模範となる1つの提案をこの事業を通して実現させたいです。</p>
4 予想される効果	<p>実施年度での効果や翌年度以降予想される効果を記載してください。</p> <p>祭り当日は、なかなか足を運べない方たちやその子どもたちにも、ものをつくることの楽しさやその喜び、親と子と、あるいは世代や地区を超えた人たちとつながりを持てる。感動を共有できると考えます。</p> <p>次年度は、実際の開催地である〇〇で行います。実際の祭りに、行ってみたい！参加してみたい！という気持ちが芽生え来場者数の増加、後継者の育成につながると考えます。</p>

※ 任意様式での提出も可とします。

参 考

(宛先) 小矢部市長

補助対象者が1%補助事業実施年度から10年以上経過した年度で申請する場合は、提出してください。

平成30年12月10日

所在地 小矢部市〇〇町〇〇番地
団体名 〇〇町内会
代表者名 会長 小矢部 五郎
電話番号 0766-〇〇-〇〇〇〇

事業開始初年度から10年以上経過した補助対象者が事業を行うための調書

1 事業名	〇〇町内高齢者見守り隊
2 当初1%事業開始年度	平成 21 年度
3 事業概要	<p>分かり易いように箇条書きなどで記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者宅への月1回程度の訪問・簡単な作業実施（買い物代行、除雪）
4 これまでの事業成果や効果	<p>これまでの成果や効果（副産物）などを具体的に記載してください。</p> <p>当町内は、高齢が進んでおり約半分以上が、高齢者のみ世帯や独居老人世帯で構成されており、日々の生活に苦慮している方が多くいました。平成21年度から町内の比較的若者世代が中心となって当事業を開始したところ、事業参加者が買い物に行く際について物の購入や、自分の家の除雪ついでに高齢者宅の除雪などや訪問により、日々のコミュニケーションが非常に活発になりました。そのお陰で、町内の行事の参加率がほぼ全世帯の参加となり、町内に賑わいが戻ってきました。</p> <p>また、孫・ひ孫世代が交流することにより、お年寄りから当町内の歴史を学び、伝統芸能の継承もおこなわれ、小矢部市に残りたいなどの意見も出ております。</p>
5 今後5年間の展望や計画	<p>今後の計画などを具体的に記載してください。</p> <p>高齢者のみの世帯などが所有する農地は、管理がされていないので、近隣農地への病害虫被害が懸念されている。町内会で大型の草刈機を購入し、管理されていない農地の草刈が出来る体制づくりを今年度行い、平成〇〇年から草刈作業も合わせて行いたい。</p> <p>当事業は、大変評判が良いので、この活動が途切れないように、参加者を勧誘し事業の継続を図っていきたい。</p>

※ 任意様式での提出も可とします。

※ 以降5年ごとに提出が必要となります。